

第5回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の概要について

1. 平成28年7月28日(木)14時より、大阪合同庁舎第一号館第一別館2階大会議室において、第5回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会が開催された。

2. 幹事会では、(仮称)淀川左岸線延伸部について、大深度地下使用法第12条に基づく事前の事業間調整の手続きが開始されたことを受け、協議会構成員への情報共有を図るため、事業概要書の内容の周知等がなされた。主な内容は、以下のとおり。

(1) 事前の事業間調整の手続きについて

- 国土交通省都市局都市政策課より、大深度地下使用法に基づく事前の事業間調整の手続きの流れについて説明があり、(仮称)淀川左岸線延伸部については、7月28日に事業予定者である近畿地方整備局長から事業所管大臣である国土交通大臣に事業概要書を送付され、同日から公告・縦覧が行われていること、今後、必要に応じて、事業の共同化、事業区域の調整等の手続が行われることの説明がなされた。

(2) (仮称)淀川左岸線延伸部の事業概要書について

- 7月28日から事業間調整を開始した(仮称)淀川左岸線延伸部について、事業予定者である近畿地方整備局(浪速国道事務所)より、計画概要、事業概要書の内容等について説明がなされた。

(3) 寝屋川北部地下河川の事業について

- 10月頃に事業概要書の送付を予定している寝屋川北部地下河川について、大阪府(寝屋川水系改修工営所)より、計画概要、事業の進捗状況、今後のスケジュール等について説明がなされた。

(4) その他

- 事務局より、委員の組織名称の変更に伴う運営要領の改正について報告がなされた。
- 事務局より、寝屋川北部地下河川について、10月頃に事前の事業間調整の手続き開始に伴う第6回幹事会を開催予定である旨、報告がなされた。

(5) 幹事からの意見

- 環境省より、(仮称)淀川左岸線延伸部、寝屋川北部地下河川のそれぞれの事業について、環境保全の観点から今後も適切に対応するよう意見があった。

以上